

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
		担当課（室）	選挙管理委員会
		目次	
		担当課（室）	

令和4年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十八号

令和四年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に関し支出することのできる金額の制限額は、四四、〇七一、七〇〇円である。

令和四年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

◎岡山県選管告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三十一、三四一

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、八八二

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、四四三	高 梁 市	八、〇八八
岡山市中区	四〇、三三五	新 見 市	八、〇五九
岡山市東区	二六、一三六	備前市・和気郡	一三、三七八
岡山市南区	四六、二九五	瀬 戸 内 市	一〇、三七五
倉敷市・都窪郡	一三四、三八三	赤 磐 市	一二、一〇六
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、六四八	真庭市・真庭郡	一二、六〇三
玉 野 市	一六、四二〇	美作市・英田郡	七、九八〇
笠 岡 市	一三、三二三	浅口市・浅口郡	一二、六七〇
井原市・小田郡	一四、九八三	久 米 郡	五、一九六
総 社 市	一八、八八七		